

鳥取県情報公開条例施行規則及び鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第68号

鳥取県情報公開条例施行規則及び鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

(鳥取県情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県情報公開条例施行規則(平成12年鳥取県規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後		改正前	
(開示の実施等) 第4条 略 2 略 3 <u>条例第8条第2項の規定による文書、図画、写真又はスライドの写しの交付は、次の表の左欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法(実施機関が保有する機器又は処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。))により実施することができる方法に限る。)により行うものとする。</u>		(開示の実施等) 第4条 略 2 略	
種別	写しの交付の方法		
1 文書又は図画	1 複写機により用紙に複写したものの交付 2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスク、光ディスク(CD-R又はDVD-R)又は光磁気ディスク(MO)に複		

	写したものの交付 3 スキャナにより読み取 ってできた電磁的記録の 電子メールによる送信
2 写真	フィルムを印画紙に印画したものの交付
3 スライド	印画紙に印画したもの又はスライドを複写したものの交付

4 条例第8条第2項の規則で定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法（実施機関が保有する機器又は処理装置及びプログラムにより実施することができる方法に限る。）とする。

電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 光ディスクに記録され、又は記録され得るもの	1 用紙に出力したものの閲覧又は交付 2 フレキシブルディスク、光ディスク（CD-R又はDVD-R）又は光磁気ディスク（MO）に複写したものの交付 3 電子メールによる送信
略	

5 略

別表（第8条関係）

区 分			金 額
公文書の写し その他の物品の作成に要する費用	文書、図画若しくは写真を複写したもの又は電磁的記録を出力した用紙若しくは当該用紙を複写したもの	日本工業規格A列3番以下の大きさのもの	略
		略	複色刷りの場合 1枚につき20円
略	写真フィルムを印画したもの		1枚につき10円
	スライドを印画したもの		1枚につき100円
略	フレキシブルディスクに複写したもの		1枚につき20円
	光ディスク（CD-R）に複写したもの		1枚につき30円
	光ディスク（DVD-R）に複写したもの		1枚につき50円

3 条例第8条第2項の規則で定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 フレキシティブディスクに記録され、又は記録され得るもの	用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又はフレキシブルディスク、光ディスク（CD-R）若しくは光磁気ディスク（MO）に複写したものの交付
略	

4 略

別表（第8条関係）

区 分			金 額
公文書の写し その他の物品の作成に要する費用	文書、図画若しくは写真を複写したもの又は電磁的記録を出力した用紙若しくは当該用紙を複写したもの	日本工業規格A列3番以下の大きさのもの	略
		略	複色刷りの場合 1枚につき30円
略	写真フィルムを印画したもの		1枚につき30円
	スライドを印画したもの		1枚につき110円
略	フレキシブルディスクに複写したもの		1枚につき30円
	光ディスク（CD-R）に複写したもの		1枚につき50円

光磁気ディスク（MO）に 複写したもの	1枚につき <u>200円</u>
ビデオテープに複写したも の	1巻につき <u>80円</u>
録音テープに複写したもの	1巻につき <u>50円</u>
略	

備考 略

様式第1号（第2条関係）

公文書開示請求書

職 氏 名 様

鳥取県情報公開条例第6条第1項の規定により、  
次のとおり公文書の開示を請求します。

年 月 日

請求者 郵便番号

住 所

（法人その他の団体にあつては、事  
務所又は事業所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名  
称及び代表者の氏名）

連絡先（電話番号）自 宅  
勤務先

略	
開示の方 法	(1) 閲覧 (2) 写しの交付（送付 の希望の有無 有・無） (3) 視聴
希望する 写しの交 付の方法	(1) 用紙に複写したものの交付 (2) CD-Rに複写したものの交付 (3) その他の物品（ ） に複写したものの交付 (4) 電子メールによる送信（電子メ ールアドレス ）
略	

注 略

光磁気ディスク（MO）に 複写したもの	1枚につき <u>380円</u>
ビデオテープに複写したも の	1巻につき <u>120円</u>
録音テープに複写したもの	1巻につき <u>110円</u>
略	

備考 略

様式第1号（第2条関係）

公文書開示請求書

職 氏 名 様

鳥取県情報公開条例第6条第1項の規定により、次  
のとおり公文書の開示を請求します。

年 月 日

請求者 郵便番号

住 所

（法人その他の団体にあつては、事  
務所又は事業所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名  
称及び代表者の氏名）

連絡先（電話番号）自 宅  
勤務先

略	
開示の方 法	(1) 閲覧 (2) 写しの交付（送付 の希望の有無 有・無） (3) 視聴
希望する 写しの交 付の方法	(1) 用紙に複写したものの交付 (2) CD-Rに複写したものの交付 (3) その他の物品（ ） に複写したものの交付 (4) 電子メールによる送信（電子メ ールアドレス ）
略	

注 略

（鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部改正）

第2条 鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に

対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
<p>(開示の実施等)</p> <p>第9条 <u>条例第15条第2項第1号又は第2号の規定による文書等又は磁気テープ等の写しの交付は、次の表の左欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法（実施機関が保有する機器又は処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により実施することができる方法に限る。）により行うものとし、交付する用紙その他の物品の数は、開示請求1件につき1とする。</u></p>				<p>(開示の実施等)</p> <p>第9条 <u>公文書等の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。</u></p>			
種別		写しの交付の方法		種別		写しの交付の方法	
文書又は図画に記録されている個人情報		1 複写機により用紙に複写したものの交付 2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスク、光ディスク（CD-R又はDVD-R）又は光磁気ディスク（MO）に複写したものの交付					
写真に記録されている個人情報		フィルムを印画紙に印画したものの交付					
スライドに記録されている個人情報		印画紙に印画したもの又はスライドを複写したものの交付					
磁気テープ等に記録されている個人情報		1 用紙に出力したものの交付 2 フレキシブルディスク、光ディスク（CD-R又はDVD-R）又は光磁気ディスク（MO）に複写したものの交付					
2 略				2 略			
別表（第14条関係）				別表（第14条関係）			
区 分		金 額		区 分		金 額	
写しの作成に要する	文書、図画若しくは写真は複写したもの又は電磁的記	日本工業規格A列3番以下	略	写しの作成に要する	文書、図画若しくは写真は複写したもの又は電磁的記	日本工業規格A列3番以下	略
			複色刷りの場合 1枚				

費用	録を出力した用紙の大きさにつき	20円	費用	録を出力した用紙の大きさにつき	30円
	若しくは当該用紙のものを	略		若しくは当該用紙のものを	略
	を複写したもの	略		を複写したもの	略
	写真フィルムを印画したものの	1枚につき 10円		写真フィルムを印画したものの	1枚につき 30円
	スライドを印画したものの	1枚につき 100円		スライドを印画したものの	1枚につき 110円
	略			略	
	フレキシブルディスクに複写したものの	1枚につき 20円		フレキシブルディスクに複写したものの	1枚につき 30円
	光ディスク（CD-R）に複写したものの	1枚につき 30円		光ディスク（CD-R）に複写したものの	1枚につき 50円
	光ディスク（DVD-R）に複写したものの	1枚につき 50円		光ディスク（DVD-R）に複写したものの	1枚につき 50円
	光磁気ディスク（MO）に複写したものの	1枚につき 200円		光磁気ディスク（MO）に複写したものの	1枚につき 380円
ビデオテープに複写したものの	1巻につき 80円	ビデオテープに複写したものの	1巻につき 120円		
録音テープに複写したものの	1巻につき 50円	録音テープに複写したものの	1巻につき 110円		
略		略			
備考	略	備考	略		

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。  
（鳥取県情報公開条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- この規則の施行の日前にされた公文書の開示請求に係る公文書の写しその他の物品の作成に要する費用については、第1条の規定による改正後の鳥取県情報公開条例施行規則（以下「新規則」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 第1条の規定による改正前の鳥取県情報公開条例施行規則に規定する公文書開示請求書は、当分の間、所要の調整をした上で新規則に規定する公文書開示請求書として使用することができる。  
（鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- この規則の施行の日前にされた個人情報の開示請求に係る写しの作成に要する費用については、第2条の規定による改正後の鳥取県個人情報保護条例施行規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。